

台風等に対する非常措置について

<京都市>に【暴風警報】が発令された場合

※テレビ・ラジオでは、これまでどおり「京都南部」・「京都・亀岡」地域で報道される場合があります。

登校前に発令された場合	【暴風警報】が解除されるまでは、登校を見合せ、自宅待機させてください。
-------------	-------------------------------------

【暴風警報】が解除された場合

午前7時までに解除された場合	平常授業（通常の集団登校）
午前9時までに解除された場合	3校時（10時50分）より始業 午前10時に集合場所
午前11時までに解除された場合	5校時（午後2時）より始業 （給食は中止）午後から授業のある 学年は午後1時に集合場所
午前11時現在【暴風警報】発令中の場合	臨時休業

在校中に【暴風警報】が発令された場合

☆気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。帰宅させる場合は、町別担当の引率のもと集団下校をします。
児童が帰宅しますので、保護者の方はできる限り速やかに帰宅されますようお願いします。

★学校に待機しなければならない児童については、連絡をしますので速やかにお迎えをお願いします。

◎【大雨洪水警報】は非常措置の対象にはなりません。

○テレビ・ラジオ・インターネット・納所小ホームページ・PTAメール配信等の情報に注意してください。